

君ならどうする!

交通事故の実態 編

自転車に関する交通事故が増えています。事故の具体例を通じて、交通ルールとマナーを守ることの大切さについて考えてみましょう。



全日本デリバリー業安全運転協議会

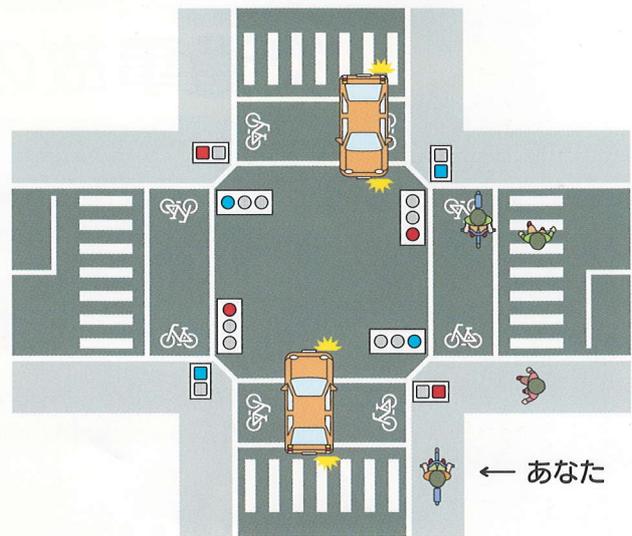
1 危険予測トレーニングをしよう

交通場面に存在する危険を事前に予測し、危険を回避したり、危険を取り除くことは、交通安全にとって大変重要なことです。そのために何が危険であるかを素早く感じ取り、冷静な判断と決断によって次に起こるであろう状況に適合した行動がとれる習慣を身につけましょう。

SCENE

信号機のある交差点での 自転車走行の危険

あなたは自転車に乗り、信号機のある交差点に向かっていきます。
この交差点には、横断歩道があり、その横に自転車横断帯があります。
歩道は自転車通行可の歩道です。



▲上のSCENEを見て、下の欄の危険予測トレーニングを進めてみよう。

(1) あなたがそのまま進んだとき、どんな危険があると思いますか？

①

②

③

④

(2) それによりどんな交通事故が起きそうだと思いますか？ あらゆる場合を考えましょう。

①

②

③

④

(3) それぞれのケースに対して、あなたはどのような行動をしたらよいか書いてみましょう。

①

②

③

④

注 各項目4つあるとは限りません。もっと多く想定される場合には欄外を利用して書いてください。

2

自転車も乗れば車両の仲間です!

Q1

次の絵は、日ごろ見られる中・高生の自転車運転の姿です。正しい乗用の仕方もあるれば、交通ルール違反もあります。絵に相当する説明を選び、□の中にその番号を書き入れましょう。

①



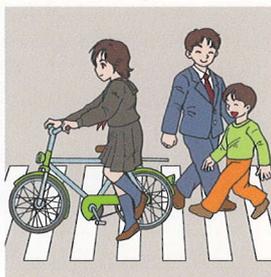
②



③



④



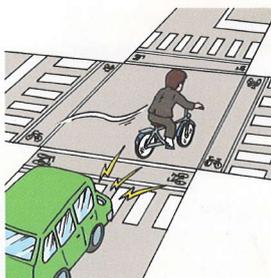
⑤



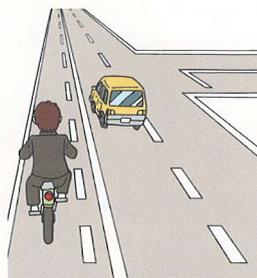
⑥



⑦



⑧



⑨



1. 交差点進行義務違反 (3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失の場合は10万円以下の罰金)
2. 安全運転義務違反 (同上)
3. 通行区分違反(右側通行) (同上)
4. 通行区分違反(歩道通行) (同上)
5. 一時不停止 (同上)
6. 無灯火 (5万円以下の罰金)
7. 信号無視 (3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失の場合は10万円以下の罰金)
8. 違反なし

※注1 科料とは少額の罰金刑のこと

※注2 安全運転義務違反とは、道路交通法第70条に「車両等の運転者は、その車両のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通、その車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」とあります。交通統計では、「ハンドル操作不適・ブレーキ操作不適・前方不注意・動静不注意・安全不確認・安全速度遵守義務違反・その他」の項目を安全運転義務違反としています。

3

交通事故は被害者になっても、加害者になっても悲劇です!

Q1

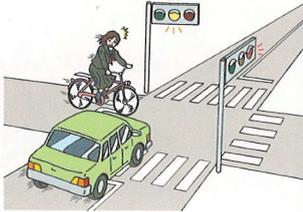
次の事例は、実際に起きた中・高生の交通事故の事例です。それぞれの事例を読んで考えられる事故原因と賠償金について考えてみましょう。

事例1 歩道通行中の自転車の事故事例



時間	午前8時頃	場所	駅付近の歩道上
加害者	17歳 高校生A 男	被害者	61歳 主婦B・重傷
事故の概要	地下鉄付近の通行者の多い歩道上で歩行中の主婦Bと反対方向から歩道上を走行してきた高校生Aが、乗車する自転車がすれ違う際に、自転車のハンドルがBのショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、Bが転倒し大腿骨骨折の重傷を負った。		
考えられる事故原因			賠償金 万円

事例2 赤色点滅信号を無視して交差点に進入した自転車の事故事例



時間	午前7時頃	場所	左右見通しの悪い交差点
加害者	年齢・職業不明C 男	被害者	17歳 高校生D 女・重傷
事故の概要	高校生Dは、自転車で登校中、交差点直前において対面信号が、一時停止の赤色の点滅信号であったが、無視して進行したところ、右方向より黄色信号点滅にもかかわらず、減速せずに進入してきたC運転の普通乗用車に衝突され、重傷を負い、意識障害、四肢機能ほぼ麻痺の後遺障害が残った。		
考えられる事故原因			賠償金 万円

事例3 坂道を手放して自転車に乗り高齢者を死亡させた事故事例



時間	午前7時40分頃	場所	緩やかな坂道
加害者	12歳 中学生E 男	被害者	78歳 女性F・死亡
事故の概要	自転車で登校中の中学生Eは、緩やかな下り坂を手放して運転中、道路左前方を歩行中の高齢女性を発見したが、バランスを崩して適切に回避できず衝突、その高齢女性は死亡した。		
考えられる事故原因			賠償金 万円

注 過失相殺とは……交通事故の場合被害者に何らかの落ち度があったときは、裁判所が損害賠償の額を定める際に、その過失の程度に応じて減額されます。これを過失相殺といいます。しかし、被害者にどんな過失があっても、加害者にも過失があれば損害賠償は免れません。

Q2

次の文章で正しいと思われるものを選び、その番号に○をつけてみよう。

1. 交通事故を起こせば、刑事責任も、民事責任も、行政責任も負わなければならない。
2. 中・高生は未成年だから、責任能力はない。
3. 民事責任とは、被害者に与えた損害に対して賠償する責任のことである。
4. 賠償金を支払えば、刑事責任も行政責任も負う必要はない。
5. 中・高生は、支払い能力がないので、保険に加入していれば保険が全て支払ってくれる。
6. 中・高生は未成年だから、行政責任は課せられない。
7. 刑事責任とは、刑法により犯罪として刑罰が科せられることである。

運転者も歩行者も「安全は心と時間のゆとりから」

編集発行

〒101-0051 千代田区神田神保町1-24 加藤ビル401号

全日本デリバリー業安全運転協議会

TEL 03-5282-1560 FAX 03-5282-1564

編集協力/(財)日本交通安全教育普及協会

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています